

第9回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和6年3月5日（火）午後1時30分から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 第1委員会室
- 3 議 事
議案第1号 農地審議 農地法第5条関係について
議案第2号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
議案第3号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地中間管理事業利用権設定
各筆明細について
議案第4号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
- 4 協議事項
①大芝地区営農型太陽光発電施設の
一時転用許可に付ける条件について
②農地あっせん事業について
③令和5年度の最適化活動の点検・評価について
令和6年度の最適化活動の目標設定について
④その他
- 5 その他
①情報提供
②当面の日程について
③その他

7 出席農業委員（11名）

堀 敬一	倉田明彦	征矢昌博	小林美晴
唐木義秋	原 聡美	太田和也	唐澤 忠
伊藤良夫	城田忠志	唐澤喜廣	

8 欠席農業委員

--	--	--	--

9 議事録署名委員

太田和也	唐澤 忠
------	------

10 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	酒井 明	唐澤英樹
------	------	------	------

11 出席事務局職員

事務局長	有賀正浩	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子		

伊藤会長代理	<p>開会</p> <p>本日の出席状況でございますが、原聡美委員が遅れて出席するとの連絡がありました。他は、農業委員、農地利用最適化推進委員、皆さん出席されております。会議規則第6条の規定によりまして、過半数の出席でございますので、農業委員会の総会成立でございます。</p> <p>ただ今から、第9回農業委員会の総会を開会いたします。</p>
唐澤会長	会長挨拶
事務局長	会議規則第4条の規定により、以降、唐澤会長に議長となつていただき進行願います。
議 長	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本総会の議事録署名委員には、太田和也委員と唐澤忠委員を指名します。</p>
事 務 局	1 報告事項
議 長	<p>①農地法第3条の3の規定による届出について報告</p> <p>2件 15筆</p>
委員一同	報告事項①、番号5-49、番号5-50については、どちらも相続の届出ということでございます。質問・ご意見等ございますか。
議 長	(特になし)
委員一同	それでは、報告事項①の案件について、承認いただくということによろしいでしょうか。
議 長	(異議なし)
事 務 局	<p>ありがとうございます。では、報告事項① 農地法第3条の3の規定による届出について、番号5-49、及び、番号5-50の2案件を受理と致します。</p> <p>②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告</p>
議 長	3件 4筆
委員一同	報告事項② 番号5-20から番号5-22について、皆さんからの質問・ご意見等ございますか。
議 長	(特になし)
委員一同	ありませんか。では、こちらについても受理するということによろしいでしょうか。
議 長	(異議なし)
議 長	<p>はい。ありがとうございます。では、報告事項② 農地法第18条の規定による合意解約通知について、番号5-20から番号5-22の3案件を受理とします。</p> <p>報告事項は以上となります。</p>

	<p>2 議事</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号 農地審議 農地法第5条関係についてを議題と致します。 朗読 上程 5件 5筆</p>
<p>議長</p>	<p>はい。では、議案第1号 番号1の案件について、地区担当の唐澤英樹委員、補足説明をお願いいたします。</p>
<p>唐澤英樹委員</p>	<p>事務局からの説明の通りですが、譲渡人[]のお子さんが住宅を建てられるということで、[]畑を転用したいという形になります。先日、現地を確認いたしました。住宅のすぐ隣の土地となりますので、特に問題はないかと思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。ありがとうございました。[]土地に[]家を建てられるという案件になります。この番号1の案件について、ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(特になし)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、この案件につきまして、可とするということでよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。では、議案第2号 番号1の案件を可と致します。続いて、番号2についてですが、こちらは私の関係になりますので補足説明させていただきます。場所は、吹上線の南側の土地になりますが、道路沿いに連続して住宅が建っているエリアになります。そこの3筆のみがエアポケットのように農地として残っておりまして、その一番東側の土地に建売住宅を2棟建てていくということでございます。住宅が並ぶエリアになりますので、上下水道も公共のものが使えますし、雨水については地下浸透という予定であります。特に問題はないのではないかと考えています。1種農地にはなりますが、吹上線の南側は宅地化が大きく進んでおりますので、残りの土地の転用についても時間の問題なのではないかと理解しています。この番号2の案件について、ご意見・ご質問等、ございますか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(特になし)</p>
<p>議長</p>	<p>では、こちらの案件についても許可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>はい。ありがとうございます。それでは、議案第2号 番号2の案件については、可と致します。続いて、番号3の案件について、小林美晴委員から補足説明をお願いします。</p>
<p>小林美晴委員</p>	<p>はい。譲受人[]の社屋が申請地のすぐそばにありますが、従業員が増えたことにより、その駐車場用地を確保したいと、譲渡人[]へ話があったようです。この度、双方の</p>

酒井文代委員	<p>続いて、番号5の案件について、こちら酒井文代委員からの補足説明をお願いします。</p>
	<p>こちらは、譲受人 [REDACTED] が宅地分譲を計画しているものです。地図を見ただけであればお分かりいただけると思いますが、土地の北側には住宅が並んでいます。申請地の南側にある畑地については、隣接のお宅が家庭菜園として使用しているものになります。畑に入る時に申請地を通る形ではありませんので、耕作に影響はないかと思いません。申請地は隣接の道路よりは低い土地となりますので、盛土をして宅地分譲するということです。周囲のお宅へも話がされていて、上下水道も整備されていますので、特に問題はないかと思われます。</p>
議長	<p>はい。宅地分譲で3区画という計画であるようですが、ご質問ございますでしょうか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>この番号5の案件について、可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>はい。それでは議案第1号 番号5の案件については許可と致します。</p>
議長	<p>続いて、議案第2号に移ります。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議案と致します。</p>
事務局	<p>朗読 上程</p>
事務局	<p>5件 9筆</p>
議長	<p>はい。全て新規の案件になりますね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議長	<p>皆さんからのご質問はございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。では、この議案第2号の5案件についてを可としたいと思えます。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは、議案第2号 番号5-269 から番号5-273の5案件についてを可と致します。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第3号に移ります。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業利用権設定各筆明細についてを議題と致します。</p>
事務局	<p>朗読 上程</p>
事務局	<p>9件 34筆</p>
議長	<p>はい。議案第3号 中間管理事業の関係議案になりますが、私の方から一点補足させていただきます。番号5-274の案件でございますが、</p>
	<p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED] ご承知おきお</p>

<p>委員一同 議 長</p>	<p>願い致します。皆さんから、ご質問等ございますでしょうか。 (特になし) なければ、議案第3号について、全て可としたいと思いますよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(異議なし) それでは、議案第3号 番号5-274 から番号5-282、9件 34筆の全てを可と致します。 続きまして、議案第4号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題とします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>朗読 上程 7件 9筆</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。ありがとうございました。ただ今、事務局から説明のあった通り、農業委員に関係する案件がございます。農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、番号5-283については、 委員は審議に参加できませんので、宜しく願ひ致します。番号5-283は、農業開発公社から に売渡しを行うというものです。この案件を可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(異議なし) はい。それでは、番号5-283を可と致します。 委員にはお戻りいただきまして、番号5-284から番号5-289までを審議致します。それぞれ、所有者から農業開発公社へ売渡しをする契約になります。 番号5-284について、太田和也委員から補足説明ございますか。</p>
<p>太田和也委員 議 長</p>	<p>特にありません。 はい。番号5-285から番号5-289について、堀敬一委員、補足説明ございますか。</p>
<p>堀敬一委員 議 長</p>	<p>特にありません。 はい。それぞれの案件について、各委員からは補足説明はないということですが、皆さんから質問等ございましたら願ひ致します。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(特になし) 質問等なければ、議案第4号、残りの案件をそれぞれ、可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(異議なし) それでは、議案第4号 番号5-284から番号5-289を可と致します。 議事は以上になります。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>3 協議事項 ①大芝地区営農型太陽光発電施設の一時転用許可に付ける条件について ・前回、2月の総会で審議され、許可相当とした「大芝地区営農型太陽光発電施設の一時転用」について、許可書に付する許可条件を資料として提</p>

倉田明彦委員	か、ということです。営農型太陽光のモデルケースとして、きちんと最後まで営農してほしいという要望です。
事務局長	勉強不足でいけないのですが、南箕輪村内では、同一の条件を付けた案件があるのでしょうか。公平性が保たれているのか、その点も確認が必要かと思いますが。
倉田明彦委員	営農型太陽光としては、[REDACTED]ありますので、許可されているものは2件になります。
議 長	その[REDACTED]営農型太陽光の案件は、この大芝のものと同一条件になっていますか。
倉田明彦委員	同一条件とは、どのような点についてでしょうか。収量の8割の条件や、日誌を付けることを求めるといった部分です。そういった条件が[REDACTED]の事例に付記されていないのであれば、公平性の確保が難しくなってしまいます。
事務局長	収量の8割の確認については、どの案件でも必須です。これは申請書でも確認できますし、8割の収量が確保できるのかどうかという知見者の意見も付記する必要がありますが、日誌については国の方でも求められているものではないので、[REDACTED]の事例については、その点は条件とはしていないと思います。
議 長 事務局長	日誌の提出は求めていると思います。日誌については、もしかすると、全国的にも南箕輪だけで付けている条件かもしれません。
倉田明彦委員	これまでの経過を伺いますと、[REDACTED]、相当の紆余曲折があった中でのこの条件付けだと想像できる訳ですが、ただ、公平性という観点からはそれぞれの関係者に説明ができるよう、条件を揃えるようにした方が良く感じています。
事務局長	どちらに対しても、農作物に係る状況を様式通りに報告することは求めていますので、毎年の収量などについてはその報告で確認させてもらい、8割が確保できていないのであれば、当然、指導等をしていかなければなりません。その部分は変わりません。今回は、負担になっていると思われる毎日の日誌については提出していただく必要はないのではないか、逆に言えば、青色申告などで、状況によって確認を求めることで担保できるのではないかと考えています。
事務局	書類を確認しました。[REDACTED]の事例は、[REDACTED]で手掛けられているものになりますが、許可条件は同様に記載しています。[REDACTED]。尚、国からの許可条件の文言についても、若干ですが前回と変わってきている部分があります。その点も修正は加えて国の運用と合わせていますが、国の条件の付け方が変わってきているという点もご承知おきいただければと思います。
議 長	倉田委員からの話の通り、同じ条件でなければ問題がありますので、[REDACTED]

	<p>■についても、次の更新の際には合わせていくという方向で調整させていただきます。そして、唐木委員から日誌についての言及がありましたけれど、先程申し上げた通り、毎日記録し続けるということは大変だと思います。8割の収量確保という点は厳守していかなければなりません、その手段として日誌を課すというのは、いかがなものでしょうか。</p>
唐木義秋委員	<p>私個人としては、営農型太陽光には大賛成の立場です。農業者の固定的な収入を得る手段として非常に良い制度だと思っています。日誌について申し上げますと、毎日細かく記録しなければならないという認識ではありませんでした。今年はこの作業をした、こんな収量になった、2年目には工夫を加え、改良し、それによって収量を増やすことができたなどと、営農日誌というものはポイントごとに要点を纏めるもので、毎日つけるような、農業者を縛るものではないと思っています。大芝の朝鮮人参の事例、■の事例。この2件は、許可を受けて運用されている南箕輪村の営農型太陽光として後に続くものの指標になるべきもので、その営農実績は貴重なデータになると思います。農業者であれば、毎日でなくとも何かしらの記録は必ずしているものと思います。手間になるからという理由で提出を許可条件から省くのではなく、何らかの実施記録は残していって欲しいと、私は思います。</p>
議 長	<p>はい。分かりました。農業に携わる方であれば皆さん、元肥をいつ施肥した、何月に追肥したなど、毎日ではなくとも要所は記録していると思います。日誌ではなく、覚書程度のものでの提出に留めても良いのではないのでしょうか。</p>
堀敬一委員	<p>確認させていただきたいのですが、ひとつは、営農ということですので、決算書の提出があるのかどうか。また、8割の収量の基準となるものですね、何を100%として8割の収量としているのか、例えば10アール当たりの収益なのか、作物の単価で決まるのか、その2点を教えていただきたいと思っています。また日報についてですが、施肥をいつしたか、去年のいつ頃にどんな作業をしたのかなど、そういった記録がなければ「営農」にならないと思うのですが。</p>
議 長	<p>8割の収量については、当時のQ&Aによると、水稻を栽培している土地があり、その隣の土地に太陽光パネルを設置して同じように水稻を栽培した場合、パネルを設置していない土地を10割とし、その8割の収量をパネルの下では確保するという考え方です。</p>
事務局長	<p>補足させていただきますと、8割の考え方としては金額ではなく量で比較する形になっています。朝鮮人参については、JA佐久浅間が日本でも有数の薬用人参の産地ということで、そちらに行って確認しました。そこでその収量を基準にし、その8割を目標とすることになりました。</p>
事 務 局	<p>根を収穫するという当初の計画から葉と茎の収穫へと変更されたので、8</p>

	<p>割の基準をどのようにするか、県の農業会議とも色々話し合いを重ねた経緯があります。その中で、[] という会社が現在、[] [] 関わっていますので、そちらに見解を出してもらうことになりました。それによると、J A佐久浅間での根の収穫量が、1反歩当たり 510 kgと報じられていますが、これは6年間の数字ということなので、510 kgを6で割った数字の 85 kg、これを1年間の収量の基準とすれば良いのではないか、との見解になりました。今回の申請で出された収量については、確か 60 数kgだったかと思しますので、8割は達してしまっていて、今後とも同じように8割を目指すという計画が出されています。その前年はもう少し多く収穫されていて、120 kgという数字が出ていますが、葉と茎を採りすぎると次の年に影響が出るなどしているようです。試行錯誤をしながら、加減を見ながら収穫していて、収穫量の多い年、少ない年という変動は見られていますが、収量8割の基準としては、その 85 kgを基本としています。また、収支報告については、毎年出してもらっていますので、今年度の分については4月の農業委員会総会の際にお示しできるのではないかと思います。</p>
唐木義秋委員	<p>そもそも、農業日誌について、何故、[] が事務局へ言うてくるのでしょうか。[] ご自身が、大変なので簡略化して欲しいと言うのであれば理解できるのですが、その点に違和感を抱いてしまいます。アプローチの仕方が違うのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>[] 直接お話をした訳ではありませんが、[] [] 許可の条件について話をした際、[] [] 3者で同じ意見だというようなことを話していました。[] 日誌をつけることが大変だと言っているのを農業委員会で話をして欲しいと、[] 言われました。</p>
唐木義秋委員	<p>先程、堀委員が言った通り、儲けが出ているのか損をしているのか、当然、記録を見なければ判断できないはずですが、[] だけの意見だというおかしな言い方をしてしまいましたが、本来あるべき姿でやっていただければ良い訳で、敢えてここで変える必要はないのではないのでしょうか。</p>
事務局長	<p>事務局では、日誌の提出やその確認に関する部分、農業委員会独自に付記した条件については、その全ての文言を削除する考えでいました。ですが、ご意見をいただきまして、基本的に全ては削除しないという方向で考えていきたいと思えます。日誌について、毎日の記録と誤解されている可能性もありますし、[] []、日誌という文言を栽培記録などに変えるなど、工夫をしてみたいと思えます。そのような形で進めさせていただく形でしょうか。</p>
議長	<p>皆さんからの色々な意見をありがとうございました。日誌と言いますと、毎日記録しなければならないというイメージですが、ここを栽培記録とす</p>

<p>委員一同 議 長 堀敬一委員</p>	<p>るなど、要点を記録していただくという文言に変えていくという方向でよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、そのように事務局で進めていただくよう、お願いします。</p> <p>事務局で考えていただいた案を、次回の総会で示していただく形では間に合いませんか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>申請自体は前回の総会で許可していますので、許可日が2月15日となっています。なるべく速やかに、許可書を出さなければなりません。 [REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p>
<p>議 長</p>	<p>日程の関係もありますので、色々出していただきました意見を事務局で上手く纏め、事務局の責任で作っていただくようにしたいと思います。それを、次回、4月の総会で皆さんにお示しし、報告するという形でお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>事 務 局 議 長</p>	<p>②農地あっせん事業について</p> <p>3件 5筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん選定調書について説明をする (会議資料 P20～P29) ・補足説明をする。 ・協議の結果、全ての案件で特に問題はなさそうなため、可として、あっせん事業を進めていくこととする。
<p>事 務 局 議 長</p>	<p>③令和5年度の最適化活動の点検・評価について</p> <p>令和6年度の最適化活動の目標設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会の各委員が日々行うべき最適化活動について、今年度の点検と評価、来年度の目標設定における詳細を説明。それぞれに設定された提出期限を示し、協議を依頼。 ・補足説明をする。 ・協議の結果、目標設定については、事務局で作成した原案を4月の総会で協議する。また、委員それぞれでの記入が必要となる点検と評価については、4月の総会にて、提出用の様式での自己点検、評価を行うことで了承。
<p>議 長</p>	<p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 <p>4 その他</p>

事務局	<p>①情報提供</p> <p>○雇用就労資金の案内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別途資料を示し、周知を依頼。
事務局	<p>○令和6年度の農作業標準労賃等の会議資料の提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別途資料を示し、農作業における一時間当たりの労賃、また農業機械作業における10アール当たりの日額標準料金について、その目安となる額を案内。確認を依頼。
事務局	<p>○学校給食センターの見学について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月8日（金）午後3時30分からの見学について、委員それぞれの出欠を確認。
事務局 議長	<p>②当面の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面の日程について説明。 ・補足説明をする。 ・関係する日程について、各自での十分な確認を依頼。
事務局長 菅家美果委員 議長	<p>③その他</p> <p>○長野県農業委員会女性協議会上伊那支部 支部長 菅家美果委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月から、菅家美果委員が長野県農業委員会女性協議会上伊那支部の支部長に就任することを案内。（任期は令和7年3月まで） <p>女性協議会上伊那支部の総会が南箕輪村を会場に行われ、上伊那中の女性農業委員の皆さんに、南箕輪をアピールする機会となります。皆さんにもご協力を仰ぐことがあるかと思しますので、宜しくお願い致します。</p> <p>菅家委員、1年間頑張ってください。宜しくお願いいたします。</p>
事務局 議長	<p>○3月9日（土）の農地相談会の予約者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月4日現在、12人の予約が入り、相談枠が残り6枠となっていることを案内。 ・補足説明をする。
議長	<p>以上で議長の職を解かせていただきます。</p>
伊藤会長代理	<p>閉会</p> <p>以上を持ちまして、第9回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>（午後3時10分 終了）</p>

以上、第9回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和 6 年 3 月 25 日

議 長

唐澤喜廣

議事録署名委員

太田和也

議事録署名委員

唐澤 忠